

諮問庁：北九州市教育委員会

諮問日：令和 6 年 5 月 22 日（諮問第 183 号）

答申日：令和 7 年 1 月 24 日（答申第 183 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、一部を不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人（開示請求者）が開示請求した文書の範囲は 2017 年度～2021 年度までの文書である。北九州市教育委員会が実際に一部開示した電子データは 2018 年度から 2021 年度の文書であり、2017 年度の文書は含まれていなかった。

行政文書の開示請求受付日は 2023（令和 5 年）3 月 31 日であり、2022 年度内である。いじめに関する報告書の保存期間が 5 年間であるとするれば、2017 年度の文書も一部開示の対象となるため、開示していただきたい。

よって、令和 5 年 5 月 29 日北九教学徒第 79 号による審査請求人に対する行政文書一部開示決定処分を取り消し、決定のやり直しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 2023 年 3 月 31 日付で受付された行政文書開示請求内容は、いじめに関する報告書等であり、文書の開示請求範囲は、2017 年度から 2021 年度まで（2017 年 4 月～2022 年 3 月末）である。
- (2) 一般的に公文書の保存期間は、その内容によって 1 年、3 年、5 年・・・と決められている。文科省の通知や各種報告書の保存期間は 5 年間となっていることが一般的である。

北九州市教育委員会が保管している公文書の中で、いじめに関する報告書の保存期間が 5 年間であるとする、2017 年度の文書は 2023 年 3 月 31 日まで保存されることになる。公文書開示請求受付日は 2023 年 3 月 31 日であり、その時点で 2017 年度のいじめに関する報告書は保管されていることになる。

- (3) また、行政文書（公文書）開示（公開）請求は、その請求書の受付日に存在している文書の中から請求内容に合わせて文書が特定されることが一般的である。2023年3月31日は2022年度内であり、その時点で2017年度の5年間保存の文書は存在しているので、文書の特定の対象となる。
- (4) 開示請求受付日は、2022年度中である2023年3月31日なので、いじめに関する報告書の保存期間が5年であるとすれば、2017年度の文書も一部開示の対象である。
- (5) 情報公開制度には、誰でも開示請求ができ、決定に不服があれば「誰でも」審査請求する権利を有することが盛り込まれていることが一般的である。「誰でも」というのは、情報公開制度に慣れていない方も当然含まれており、反論書の提出についてある程度十分考える時間の設定が求められる。
- 北九州市の情報公開制度は、市民（北九州市以外の人も含む）の知る権利を十分保障するものになっているのだろうかという問題や市民にとって使いやすい制度にしようとしているのだろうかという問題があるように感じられることから、弁明書に対する反論書の提出は必須であり、反論書等を出すことに意味があると考えます。
- (6) 2017年度から5年間分のいじめの報告書について、北九州市教育委員会の他に、他の自治体へ2023年3月末、開示（公開）請求した。現在、全ての自治体の決定の結果が出ているわけではないが、開示請求日が繁忙期であったという理由で開示を拒否している自治体は北九州市以外にはない。
- (7) 請求内容が明瞭でない、対象範囲が不明であるという場合は、開示請求者に問い合わせをするなどして、円滑に文書特定ができるように配慮する自治体も、北九州市以外では存在する。
- (8) 北九州市教育委員会は「（文書の）特定に至るまで、相当の期間を要した。よって、開示請求に係る行政文書を特定した際に、2017年度の対象文書は存在しなかったことから、不存在とした。」と主張している。
- この北九州市教育委員会の主張は、「文書を探しているうちに文書がなくなったので、文書は不存在である。」と解釈できる。これは「請求日には文書は存在していたが、探しているうちに文書は保存期間が過ぎて捨ててしまったので決定日には文書はない」という意味だと考える。
- (9) 北九州市の説明は、決定日に存在している文書が開示の対象であり、請求日に存在していても決定が出る日までに文書が廃棄されたら、文書は不存在の非開示となるということである。
- この北九州市の運用が問題ないということであれば、実施機関が開示したくない公文書は様々な理由を付けて決定期間を延長し、その延長している間に文書を廃棄して不存在の非開示決定とすることが可能になる。実施機関の一存で

開示しなくてもいいようにできるのであれば、情報公開条例の趣旨に反し、市民の知る権利は保障されない。

- (10) 3月の年度末に開示請求をする必要がある理由は、年度が変わると廃棄の対象になる文書があるからである。文書保存に期間が設定されているので、文書が存在するうちに開示請求しなければいけない。
- (11) 開示請求者は開示請求をする時期に配慮する必要があるかについて、情報公開制度は、一般市民が行政機関の業務に係る行政文書を知ることができる制度であり、いつでも開示請求することができることになっている。

請求者は、実施機関の繁忙期に請求してしまうことがあるが、そういう場合に備えて、期間延長や特例延長というものが設定されている。

実施機関の職員が「忙しい」という理由で開示を拒否することはできないと考える。

第3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和5年3月29日付けで、審査請求人より北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求があり、それに対し、令和5年5月29日付け北九教学徒第79号により行政文書一部開示決定を行った。

当該決定について、これを不服として同年8月31日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

本件審査請求の争点は、開示請求文書の有無の点にあるが、次の理由で、本件処分は正当である。

- (1) 行政文書開示請求における開示対象文書については、開示請求に関する文書を特定した際に、保存・保管されている文書が開示対象文書となる。
- (2) 本件については、年度当初の繁忙期に、複数の行政文書開示請求が行われたため、開示請求に係る行政文書の検索、開示・不開示等の審査、開示決定等の通知書の作成等に相当な期間を要することから、開示決定期間を令和5年5月29日まで延長した。
- (3) 行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称又は内容」では、「2017年度～2021年度まで 北九州市立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等）から北九州市教育委員会へ提出された「い

じめ（生徒間・教職員によるもの等全て、軽微なもの・重大なもの問わず全ての内容）」に関する報告書等全て」について請求されており、関連性の程度が異なることから、特定に至るまで、相当の期間を要した。

(4) 開示請求に係る行政文書を特定した際に、2017年度の対象文書は存在しなかったことから、不存在とした。

3 よって、本件処分は正当であるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和6年 5月22日 諮問の受付
- ② 令和6年 7月31日 審議
- ③ 令和6年10月16日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和6年11月26日 審査請求人からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和6年12月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の一部開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 原処分に係る法令等の定めについて

(1) 条例第7条柱書について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、同条第1号ないし第7号に列挙する不開示情報を除き原則開示すべき旨を定めている。

(2) 条例第7条第1号（個人に関する情報）について

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、個人に関する情報であっても、ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ただし書イの「人の生

命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びただし書ウの「公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。

(3) 条例第 7 条第 6 号（事務・事業情報）について

条例第 7 条第 6 号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としており、同号アからオまで例示列挙している。

本号は、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示とすることを定めたものである。

(4) 条例第 7 条第 7 号（法令秘情報）について

条例第 7 条第 7 号は、「法令の定めるところにより又は実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができない情報」を不開示情報として規定している。

本号は、法令の規定により公にすることが禁止されている情報は、この条例による開示請求に対しても不開示とすることを定めるとともに、実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関から公にしてはならない旨の指示がなされた情報についても不開示とすることを定めたものである。

(5) 北九州市教育委員会文書規程第 3 条（北九州市文書管理規則の例）について

教育委員会の文書の取扱いについては、北九州市教育委員会文書規程（昭和 47 年教育委員会訓令第 1 号）第 3 条に「（前略）委員会事務局の文書等の取扱いについては、北九州市文書管理規則（平成 14 年北九州市規則第 26 号）の規定の例による」と規定され、教育委員会事務局の文書の取扱いは、北九州市文書管理規則と同じ取扱いをすることとされている。

(6) 北九州市文書管理規則第 29 条（文書の保存期間等）について

北九州市文書管理規則第 29 条第 1 項に「文書等の保存種別、保存期間及び保存期間の基準は、別表のとおりとする」と規定され、保存期間については、その別表において「照会、回答、通知、報告等に関するもので重要なもの」は「5 年間」、「照会、回答、通知、報告等に関するもの（重要及び軽易なものを除く。）」は「3 年間」、「照会、回答、通知、報告等に関するもので軽易なもの」は「1 年間」とされている。

また、保存期間の延長について、同条第 3 項に「次の各号に掲げる文書等に

については、前 2 項の保存期間の満了の日後においても、当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長することものとする」と規定され、行政文書の開示請求に係るものについては、同条第 3 項第 4 号に「北九州市情報公開条例第 5 条の規定による開示の請求があったもの 同条例第 11 条第 1 項又は第 2 項の決定の日の翌日から起算して 1 年間」と規定されている。

(7) 北九州市文書管理規則第 41 条（保存文書の廃棄等）について

北九州市文書管理規則第 41 条第 1 項に「文書主管課長は、保存期間が満了した保存文書を速やかに廃棄しなければならない」と規定されている。

2 本件対象文書と不開示情報が含まれる文書について

本件対象文書は、北九州市立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等）から北九州市教育委員会へ提出された「いじめ（生徒間・教職員によるもの等全て、軽微なもの・重大なもの問わず全ての内容）」に関する報告書等全てに関する文書であり、不開示情報が含まれる文書は、「いじめに関する実態調査」、「A 表－暴力行為等非行問題状況調査」、「B 表－生徒間暴力【同一校・他校間】」、「いじめに関するアンケート実施報告書」、「問題行動調査にあるいじめの該当ページ」である。

3 原処分不開示部分の条例第 7 条該当性について

(1) 条例第 7 条第 1 号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、次のとおりである。

行政文書名	不開示情報
いじめに関する実態調査	該当月、項目 1～12
B 表－生徒間暴力【同一校・他校間】	同時に発生した行為等の有無、 項目 1～12

これらの不開示情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

よって、条例第 7 条第 1 号に該当し、不開示が妥当である。

(2) 条例第 7 条第 6 号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、次のとおりである。

行政文書名	不開示情報
いじめに関する実態調査	学校名、識別番号、月
A 表－暴力行為等非行問題状況調査	提出年月、学校名、件数、加害児童生徒数、内容、授業不定着児童生徒数
B 表－生徒間暴力【同一校・他校間】	月、学校名

いじめに関するアンケート実施報告書	児童生徒数、アンケート実施人数、9月アンケートでのいじめ認知件数、解消又は一定の解消をしている件数（9月）
-------------------	---

これらの不開示情報は、生徒に対する指導方針等に関する情報であって、いじめの実態を的確に把握し解決するという当該事務の性質上、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

よって、条例第7条第6号に該当し、不開示が妥当である。

- (3) 条例第7条第7号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、次のとおりである。

行政文書名	不開示情報
問題行動調査にあるいじめの該当ページ	記載内容すべて

この不開示情報は、調査票情報等の利用制限を規定した統計法（平成19年法律第53号）第40条に基づく情報であり、法令の規定により公にすることが禁止されている情報であることが認められる。

よって、条例第7条第7号に該当し、不開示が妥当である。

- (4) 2017年度（平成29年度）の文書の不存在について

本件対象文書は、2017年度（平成29年度）から2021年度（令和3年度）までのいじめに関する報告書であり、本件開示請求が2023年3月29日（令和4年度）に行われていること、また、当該文書の保存期間が第3種5年間であるから、2017年度（平成29年度）の文書は開示対象文書となる。

当審査会が2017年度（平成29年度）の文書について、その廃棄時期を確認した結果、令和5年4月1日以降に当該文書のデータを削除したとのことであった。

保存期間が満了した文書の取扱いについては、北九州市文書管理規則第41条第1項の「文書主管課長は、保存期間が満了した保存文書を速やかに廃棄しなければならない」との規定により、処分庁は平成29年度の文書を廃棄したと主張しているが、情報公開制度においては、開示請求時点において実施機関が保有している行政文書であれば、たとえ保存期間を満了した文書であっても、開示請求の対象となるのであり、その後の保存期間の満了を理由として廃棄することは、市民の知る権利の尊重を目的とする条例の趣旨に反するというべきである。

しかしながら、実際に当該文書が廃棄されてしまっており、存在しない以上、文書不開示とした処分庁の原処分それ自体が違法であるとはいえない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことから、原処分は違法とはいえず、本審査請求に理由がないと認められることから、前記第 1 のとおり判断する。

6 付帯意見

前記 3、(4)で述べたとおり、情報公開制度においては、開示請求時点において実施機関が保有している行政文書であれば、たとえ保存期間を満了した文書であっても、開示請求の対象となる。

開示請求のあった行政文書を開示決定前に廃棄することは、市民の知る権利の尊重を目的とする条例の趣旨に反する結果となるから、年度末の開示請求であった等の事情があったとしても、当該文書は保存期間が満了していないことに配慮する必要があった。

処分庁におかれては、本市の情報公開制度の適正な運用をされるよう、一層の適切な文書管理に努められたい。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	仲 野 宏 子
委員	中 村 智 美